



目黒区の消費生活相談の現状について

◇令和2年度の受付状況

相談受付は、ほぼ前年度並みの2,655件ありました(前年度は2,685件)。契約内容の複雑化が年々進み、相談者自身での解決が困難なため、相談員があっせんした相談は、270件(全体の10%)ありました。

◇相談内容の実態

商品・サービスの内容別にみると、1位は商品名が特定できない「商品一般」に関する相談です。通販会社や宅配事業者を装った不審なメールや、身に覚えのない商品が送られてきたなどの相談でした。

2位は、「賃貸アパート」に関する相談です。更新の判断を少し待ってほしい、原状回復及び敷金返還トラブルなどの相談が主でした。

3位は、「デジタルコンテンツ」に関する相談です。フィッシングメール、副業サイトや情報商材などの相談のほか、未成年によるオンラインゲームの使用料に関する相談もありました。

(分類は、独立行政法人国民生活センター PIO-NETの商品別分類を参考にしています)

商品・サービス等内容別相談実績

	商品役務名	件数
1	商品一般(不審なメール、身に覚えのない商品が届くなど)	209件
2	賃貸アパート(敷金返還トラブル・原状回復など)	188件
3	デジタルコンテンツ(SMSによる架空請求など)	174件
4	健康食品(ダイエット食品・サプリメントなど)	123件
5	化粧品(美容化粧品等の定期購入など)	113件

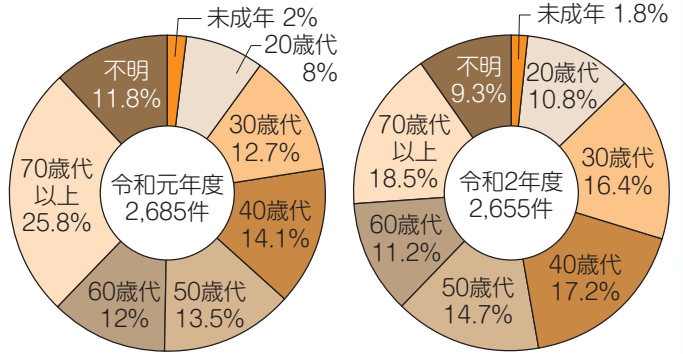
◇最近の相談の特徴

販売形態では、「通信販売」が大幅に増加し、全体の4割を占めています。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、

ネット通販を利用する人が増えたことが要因と思われる。年代別では、前年度に比べ70歳代以上からの相談は減少し、20歳代から50歳代、特に30歳代からの相談が増加しました。

新型コロナ関連の相談は294件ありました。主な内容は、注文したマスクが届かない、エステやスポーツジムの休会・退会のトラブル、旅行や結婚式場のキャンセル料に納得できないなどの相談です。

契約当事者年齢区分



◇消費者として留意すること

消費者被害に遭わないためには、消費者も契約に関する正しい知識を持ち、適切な対応を取れるようにすることが肝心です。例えば、通信販売では契約条件をよく読んでから契約する、訪問販売では不要なものは玄関先できっぱり断る、うまい儲け話は安易に信用しないことなどです。

また高齢者などの場合は、周囲の方の見守りも大切です。少しでも疑問に思ったら、迷わず消費生活センターへご相談ください。ご依頼に応じて悪質商法対策の出張講座も実施しています。ぜひご利用ください。新たな消費者被害防止のための情報提供もお願いします。



消費期限と賞味期限の違いを知って食品ロスを減らそう!

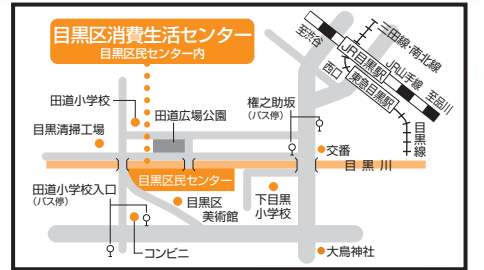
容器や包装に表示されている日付には、消費期限と賞味期限の二種類があります。消費期限が食後も安全な期限を示すのに対し、賞味期限は美味しく食べられる期限を表しています。消費期限を過ぎると食中毒の恐れがありますが、賞味期限は期限を過ぎたからといって食べられなくなるとは限りません。五感を働かせて、風味に異常がないか確認して、食べられるかどうか判断しましょう。日付は計画的に食品を消費するための目安となります。食べられるだけの量を購入し、食べ切ることで、食品ロスも食費も減らせます。

イラスト出典：消費者庁ウェブサイト

シグナル111号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

発行 目黒区消費生活センター
 (目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)
 〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内
 TEL: 03-3711-1133 FAX: 03-3711-5297

メールマガジンを配信しています。



目黒区 消費生活